

4 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出

1 届出対象となる工場又は事業場

公共用水域に水を排出する汚水等関係特定事業場^(a)

【(a) 汚水等関係特定事業場とは】

汚水等関係特定施設（P. 20 参照）を設置する工場又は事業場

2 届出の手続き（根拠規定は広島県生活環境の保全等に関する条例）

種 類	内 容	届出期限	届出違反に対する罰則
汚水等関係特定施設 設置届 ➤条例第 25 条 (記載例 P. 88～)	汚水等関係特定施設の設置をしようとするとき	設置の工事着手の 60 日以上前	3 月以下の懲役又は 20 万円以下の罰金
汚水等関係特定施設 変更届 ➤条例第 27 条 (記載例 P. 88～)	汚水等関係特定施設の構造、使用の方法、汚水等の処理の方法、排出水の汚染状態及び量の変更をしようとするとき	変更の工事着手の 60 日以上前	3 月以下の懲役又は 20 万円以下の罰金
汚水等関係特定施設 使用届 ➤条例第 26 条	既に設置している施設が条例改正等により新たに汚水等関係特定施設に指定されたとき	指定された日から 30 日以内	10 万円以下の罰金
氏名の変更等届 ➤条例第 30 条	届出者の氏名、名称、住所及び法人の代表者氏名並びに工場又は事業場の名称及び所在地（住居表示の変更は除く。）に変更があったとき	変更した日から 30 日以内	
汚水等関係特定施設 使用廃止届 ➤条例第 30 条	汚水等関係特定施設の使用を廃止したとき	廃止した日から 30 日以内	
汚水等関係特定施設 承継届 ➤条例第 31 条第 3 項	・汚水等関係特定施設を譲り受け又は借り受けたとき ・相続又は合併により汚水等特定施設を承継したとき	承継の日から 30 日以内	

3 届出の提出先及び部数

水質汚濁防止法に基づく届出と同じである。（P. 8 参照）

なお、条例施行規則別表第 7 の 5 の汚水等関係特定施設（水質汚濁防止法施行令別表第 1 に規定する特定施設）に係る届出は、これに相当する水質汚濁防止法の規定に基づく届出だけでよい。